

# 福井県文書館年報

第9号

平成23年度

福井県文書館



# 目 次

## I 文書館の概要

1 設置の目的	1
2 建設の経緯	1
3 施設の概要	2

## II 平成 23 年度事業の概要

1 組 織	3
2 平成23年度の主な事業内容	3
(1) 一般管理運営	
ア 文書館運営懇話会	3
イ 収蔵資料のくん蒸業務	4
ウ 文書館情報システム	4
(2) 調査研究事業	
ア 記録資料アドバイザーの設置	5
イ 『福井県文書館研究紀要 第9号』の発刊	5
(3) 収集保存事業	
ア 収蔵資料数	6
イ 古文書関係	6
ウ 歴史的公文書収集状況	8
(4) 閲覧利用事業	
ア 月別文書館利用者数	9
イ 文書等の貸与・複製・転載	10
ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果	11
(5) 普及啓発事業	
ア 講座・講演会等の開催	12
イ 閲覧室展示	13
ウ 学校教育との連携	14
エ 刊行物	16
3 福井県文書館業務日誌	17

### Ⅲ 関係法令

1 公文書館法 .....	20
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例 .....	22
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則 .....	25
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱 .....	28
5 福井県文書館文書等利用要綱 .....	31
利用案内 .....	34

# I 文書館の概要

## 1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

## 2 建設の経緯

- |        |  |
|--------|--|
| 平成7年度  | 「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）                           |
| 平成8年度  | 福井県立図書館との併設を決定   |
| 平成9年度  | 福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計<br>埋蔵文化財試掘調査                  |
| 平成10年度 | 福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計<br>埋蔵文化財発掘調査                  |
| 平成11年度 | 埋蔵文化財発掘調査<br>土地造成着工                                    |
| 平成12年度 | 土地造成完了<br>用地取得<br>起工式（平成12年11月）                        |
| 平成13年度 | 福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする                                 |
| 平成14年度 | 建物本体工事完成（平成14年8月）<br>外構工事完成（平成14年11月）<br>開館（平成15年2月1日） |

### 3 施設の概要

設置場所 福井市下馬町51-11

敷地面積 70,246㎡

施設形態 福井県立図書館との併設

施設規模 延床面積 18,436㎡ (文書館 3,119㎡ 図書館15,317㎡)

建物構造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造

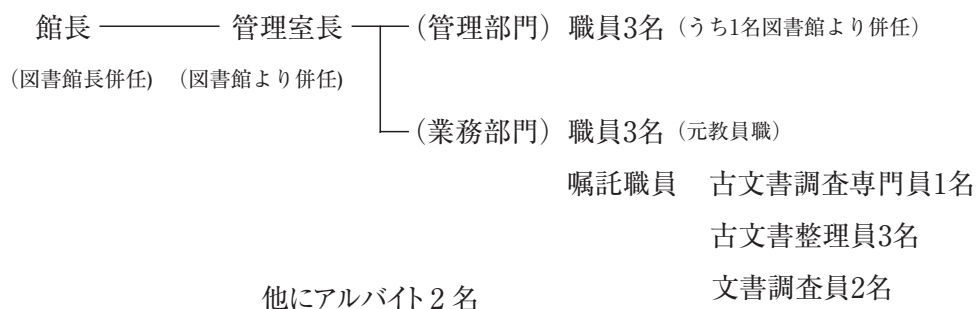
地上2階 (図書館書庫地上5階)、地下1階

#### 主な施設

階	部屋名	面積(㎡)	主な使用目的
1	閱覧室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研修室	82	古文書読解講座等の講座を開催
1	事務室	202	文書館職員の執務室
1	館長室		館長の執務室
1	調査研究室		収集した公文書、古文書等の整理、補修、目録作成
1	荷解室	66	収集した公文書、古文書等の梱包を解く
1	くん蒸室	23	収集した公文書、古文書等の殺虫、殺カビを行う
1	撮影室	57	収集した公文書、古文書等の撮影、デジタル画像化を行う
1	第1書庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第4書庫		古文書複製本を保存する
2	第2書庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第3書庫		行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴重書庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合計		3,119	

## II 平成 23 年度事業の概要

### 1 組 織 (平成23.4.1現在)



### 2 平成 23 年度の主な事業内容

#### (1) 一般管理運営

##### ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

#### 福井県文書館運営懇話会委員 (平成23.4.1現在)

分野	氏名
学校関係	小谷 正典
市町関係	釣部由紀子
一般	杉田 晃一
〃	田原 健子
〃	築山 桂
〃	中島 辰男

#### 第1回運営懇話会

日時 平成23年10月7日(金) 13:30～16:00

場所 福井県立図書館 大会議室

内容 ・県広報写真の整理と活用について

#### 第2回運営懇話会

日時 平成24年3月7日(水) 13:30～16:00

場所 福井県立図書館 大会議室

内容 ・文書館収蔵資料の整理と公開について  
 ・平成24年度事業計画(案)について

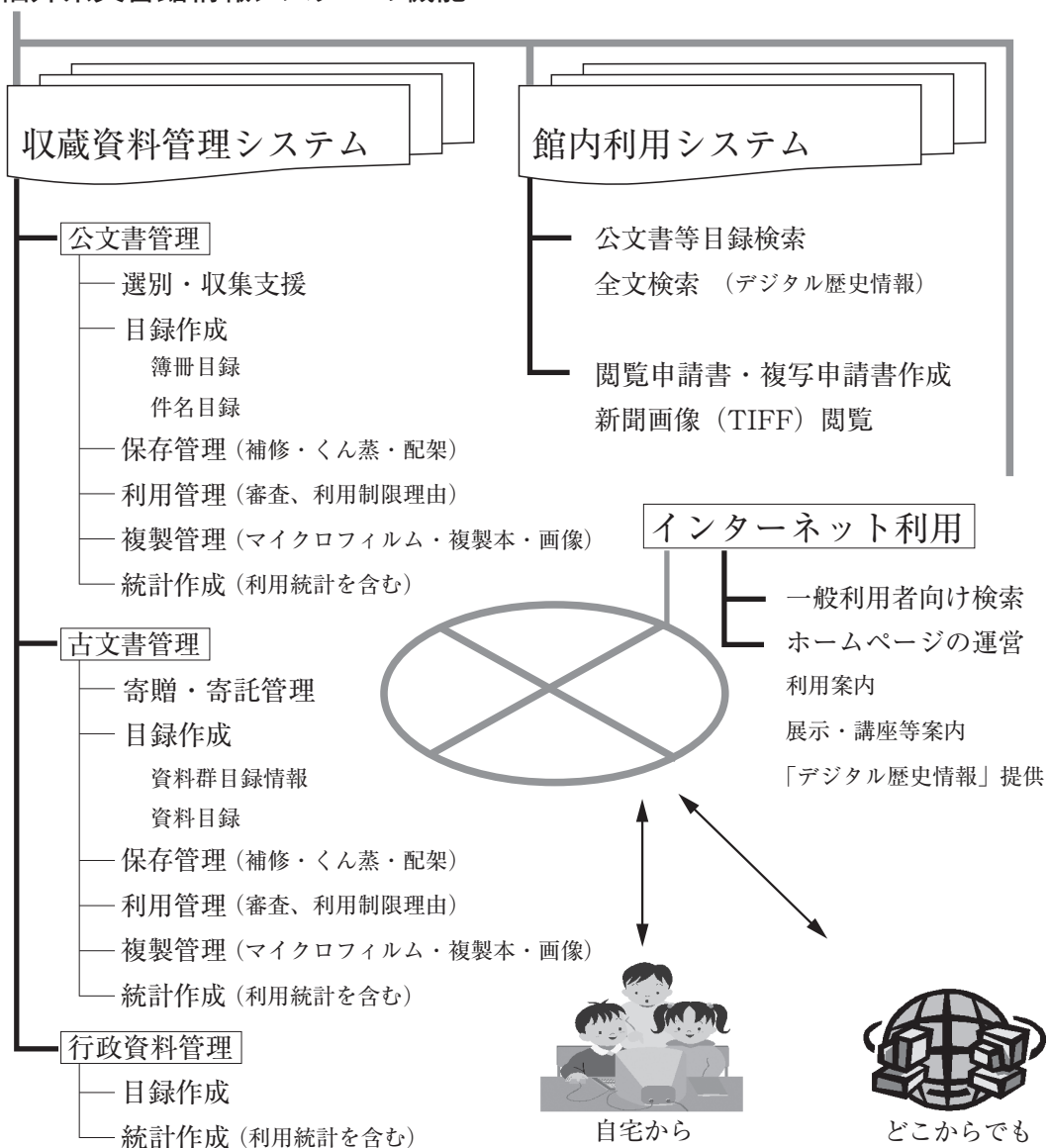
## イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施年月日	使用薬剤	業務形態
被覆くん蒸	1回	平成23年9月1日(木) ～9月17日(土)	二酸化炭素	委託
くん蒸庫によるくん蒸	4回	随時	二酸化炭素	委託

## ウ 文書館情報システム

福井県文書館では、収集する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物等の情報をホームページで提供している。

### 福井県文書館情報システムの機能





## (2) 調査研究事業

### ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため設置する。

記録資料アドバイザー名簿（平成 23.4.1 現在）

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中世	福井大学特命教授	松浦 義則
近世	京都大学大学院文学研究科教授 大学文書館教授	藤井 讓治
近現代	福井大学教授	木村 亮

#### 第1回アドバイザー会議

日時 平成 23 年 6 月 11 日（土） 13：30～15：30

場所 福井県立図書館 大会議室

内容 ・平成 23 年度 事業計画について  
・資料叢書の今後の刊行計画  
・寄贈・寄託を受けた資料群の概要調査

#### 第2回アドバイザー会議

日時 平成 23 年 12 月 10 日（土） 13：30～15：30

場所 福井県立図書館 大会議室

内容 ・前回会議の議論を受けて  
・寄贈・寄託を受けた資料群の概要調査

### イ 『福井県文書館研究紀要 第9号』の発刊

#### 目次

##### 福井県文書館講演

他国修行－福井藩教育改革の軌跡－ 熊澤 恵里子

##### 論文

日本における近代的鉄道政策の樹立  
－1880年代の鉄道政策と北陸地方の鉄道敷設計画－ 小谷 正典

##### 研究ノート

文書館と高校・大学連携－ふくいヒストリア・学生サポータープログラムの実践から－  
島田 芳秀・吉田 将之

##### 資料紹介

学区取締吉田拙蔵の「静斎日誌」  
－福井県大野郡下の学期制小学校の創設過程－ 柳 沢 芙美子

県広報写真の整理と利用 井 上 由紀恵

御側向頭取「御用日記」（文久元年4月から8月）

小楠関係記事抜粋 吉 田 健

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成 24.3.31 現在)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公文書(冊)	45,585	32,500	71%
古文書(点)	259,731	168,467	65%
行政刊行物・図書等(冊)	20,729	20,132	97%
計	326,045	221,099	68%

イ 古文書関係

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0068	セーレン株式会社	-	企業文書	133	
A0143	松平文庫	-	機密録等(展示)	30	
A0160	毛利五左衛門家	吉田郡稲多村	庄屋文書	5	
A0182	池内啓収集 (丹尾家旧蔵)	-	丹尾頼馬家関係	20	
A0183	池内啓収集 (原田家旧蔵)	-	原田長四郎家関係	2	
A0184	池内啓収集	-	雑誌『啓明』等	15	
A0185	池内啓収集 (今村家旧蔵)	-	今村七之平家関係	14	
A0186	池内啓収集 (佐藤家旧蔵)	-	佐藤八左衛門家関係	40	
A0187	池内啓収集 (斉藤家旧蔵)	-	斉藤慎治家関係	114	
A0191	福井市立清水図書館	-	雑誌『青年あまつ』等	7	
C0005	坪田仁兵衛家	坂井郡大牧村	教科書、雑誌	692	
C0037	吉川充雄家	坂井郡金津新町	漢詩、物語等	477	
C0510	津田彦次家	坂井郡三国浦	福井県写真帖等	3	
D0076	玉川区有(仮)	丹生郡玉川浦	区関係	235	整理継続中
E0122	檜尾吉右衛門家	南条郡松森村	亀用水関係	140	
E0123	小川利三郎家	南条郡府中町	海産物等の商品ラベル、 ウニ漁風景写真	25	
G0024	飯田広助家	今立郡東俣村	大庄屋、戸長役場、 地主経営関係	1,043	整理継続中
I0078	大野市博物館	-	吉田拙蔵関係(展示)	9	

X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	小学読本（展示）	5	整理継続中
X0574	宮内庁書陵部	—	古写真	1	
合計	20 資料群 3,010 点				

寄贈・寄託

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0052	加藤竹雄家	吉田郡二日市村	庄屋・戸長役場文書	1,568	寄贈
D0075	玉村九兵衛家	丹生郡米ノ浦	戸長・城崎村役場文書、 講（宗教）	141	寄託（追加）
E0123	小川利三郎家	南条郡府中町	海産物等の商品ラベル	21	寄贈
G0041	市橋平吉家	今立郡東庄境村	漆買入関係帳簿類	285	寄贈
合計	4 資料群 2,015 点				

ウ 歴史的公文書収集状況

平成 23 年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

(単位：冊)

部 局	廃棄対象 文書数	保存年限別収集文書数						収集数
		20年	15年	10年	5年	3年	1年	
総 務 部	2,837	27	7	30	261	26	3	354
総 合 政 策 部	947	1		13	122	6		142
安 全 環 境 部	1,462	8		36	65	18		127
健 康 福 祉 部	3,392	24		20	160	19	1	224
産 業 労 働 部	2,169	25		38	56	5		124
観 光 営 業 部	405	7			27	14		48
農 林 水 産 部	3,142	483	2	94	189	42		810
土 木 部	2,102	30		92	113	23		258
会 計 局	502	15		3	5	8		31
知 事 部 局 計	16,958	620	9	326	998	161	4	2,118

教 育 庁	1,638	16		26	34	20		96
-------	-------	----	--	----	----	----	--	----

選挙管理委員会 事務局	110	3		1	2	13		19
監査委員事務局	86					35		35
人事委員会事務局	116					3		3
労働委員会事務局	55				1	6		7
行政委員会計	367	3		1	3	57		64

出 先 機 関	34,407	1		4	27	14		46
---------	--------	---	--	---	----	----	--	----

総 計	53,370	640	9	357	1,062	252	4	2,324
-----	--------	-----	---	-----	-------	-----	---	-------

\*平成 23 年 3 月 31 日付で保存年限満了を迎えたものを対象に計上している。

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成 23 年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用(入場)者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	1日平均アクセス件数(件/日)
						総数	歴史的古文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	21	714	34.0	6	21	150	0	111	5	30	0	4	7.1	92,249	3,075
5	24	797	33.2	11	36	360	0	243	29	88	0	0	15.0	101,388	3,271
6	25	1,248	49.9	15	35	796	16	712	16	33	18	1	31.8	102,477	3,534
7	27	1,271	47.1	17	30	318	173	111	13	19	0	2	11.8	93,611	3,020
8	30	1,532	51.1	31	43	354	140	173	17	15	7	2	11.8	106,774	3,444
9	25	1,066	42.6	11	40	637	0	528	10	32	61	6	25.5	87,273	2,909
10	25	1,271	50.8	22	47	768	0	686	19	54	1	8	30.7	93,098	3,003
11	24	1,932	80.5	9	29	670	0	264	4	33	0	36	27.9	70,418	2,347
12	23	945	41.1	15	37	1,356	84	1,217	16	24	0	15	59.0	61,168	1,973
1	23	734	31.9	5	30	686	17	568	72	27	0	2	29.8	79,508	2,565
2	24	1,144	47.7	14	30	936	0	912	23	1	0	0	39.0	69,841	2,408
3	26	1,119	43.0	2	27	301	2	268	26	4	0	1	11.6	69,004	2,226
計	297	13,773	46.4	158	405	7,332	432	5,793	250	360	87	77	24.7	1,026,809	2,813

平成14年度	46	2,597	56.5	136	78	476	2	350	19	104	1	0	10.3	(不明)	(不明)
平成15年度	294	5,417	18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219
平成18年度	297	9,880	33.2	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	3,143
平成19年度	296	11,046	37.3	243	476	8,073	18	6,436	354	953	70	243	27.3	1,086,863	2,970
平成20年度	294	11,451	38.9	150	340	7,593	2	6,764	251	432	5	140	25.8	1,030,816	2,824
平成21年度	294	15,508	52.7	186	390	15,201	113	14,119	117	706	78	71	51.7	1,153,505	3,160
平成22年度	297	17,066	57.5	189	393	9,342	83	7,606	167	866	554	76	31.5	1,249,957	3,425

## イ 文書等の貸与・複製・転載

機関名等	文書等	貸与・複製	数量	備考
愛知県総務部	古文書	提供	618点	愛知県史編さん事業の参考資料として利用
株式会社エクシート	写真	掲載	2点	若越奨学会解散記念誌に掲載
美浜町教育委員会	写真	掲載	2点	『わかさ美浜町誌 美浜をさかのぼる』(通史編)に掲載
(財)福井県建設技術公社	写真	掲載	11点	『ふくいけんの自然災害』に掲載
福井テレビジョン放送株式会社	写真	放映	28点	「座・タイムリーふくい ふくい昭和の証言 第15話」で放映
(株)嶺南ケーブルネットワーク	写真	放映	10点	「つるが情報一番 つるいち!」で放映
勝山城博物館	古文書	展示・掲載	1点	特別展「大坂加番」に使用し、展示解説図録に掲載
福井県教育庁文化課	古文書	提供	468点	白山信仰関係古文書調査事業の報告集編集に利用
福井県立こども歴史文化館	写真	展示	1点	特集展示「はじまりはじまり紙しばい展 紙芝居の歴史と大上演会」においてパネル展示
魚津市史編纂室	古文書	掲載	1点	『図説 魚津の歴史』に掲載
(株)労働教育センター	写真	放映・掲載	1点	記念式典でスライド放映、DVD掲載
大野市下庄小学校	古文書	貸与	8点	6年生社会科、2年生生活科の授業、4・5・6年生特別活動に使用
福井市森田小学校	古文書	貸与	1点	6年生社会科の授業に使用
本荘春日神社	古文書	掲載	2点	本荘春日神社パンフレットに掲載
みくに龍翔館	古文書	展示・掲載	2点	特別展「天下人の時代と坂井－戦国武将の息吹と足跡－」に使用し、展示図録に掲載
(株)嶺南ケーブルネットワーク	写真	放映	10点	「つるが情報一番 つるいち!」で放映
福井市春山小学校	古文書	貸与	12点	2年生と地区の高齢者とのふれあい活動に使用
福井ケーブルテレビ株式会社	古文書	放映	1点	「変わりゆく十郷用水」で放映、HPで動画配信
福井県政策推進課	写真	展示	7点	展示「移り変わる県都福井」の展示パネルに使用
株式会社新学社	古文書	掲載	1点	『ワイド版公民資料集』に掲載
熊澤恵里子	古文書	掲載	1点	『写真で見る 松平康荘の英国農学修行関係史料』に掲載
株式会社風日舎	古文書	掲載	1点	『社会を拓く 歴史篇』に掲載

株式会社帝国書院	古文書	掲載	2点	『アドバンス中学校歴史資料』に掲載
社会福祉法人祥徳会	古文書	貸与	3点	デイサービスセンターでのレクリエーションに使用
福田会百年史編集委員会	古文書	掲載	1点	『福井福田会百年史』に掲載
木村亮	写真	掲載	25点	福井大学地域教育科学部の授業「教科社会基礎」でスライド使用
福井県立歴史博物館	新聞マイクロフィルム	貸与	7点	企画展「干支の辰&冬の暮らし」に使用
福井県立歴史博物館	写真	掲載	27点	同上
株式会社童夢	古文書	掲載	1点	『日本はじめて図鑑』に掲載
宮谷の歴史編纂委員会	古文書	掲載	17点	『あわら市宮谷区誌』に掲載
福井市長橋小学校	古文書	貸与	5点	1・2年生の生活科の授業に使用
福井放送株式会社	古文書	放映	1点	「イケてる福井」で放映
福井県土地家屋調査士会	古文書	掲載	4点	『土地台帳付属地図と地図に準ずる図面の実証的研究』第3集に掲載
射水市新湊博物館	写真	掲載	7点	企画展「いみずの鉄道－北陸本線と射水線－」に使用し、チラシ・パンフレットに掲載
株式会社いき出版	写真	掲載	32点	『写真アルバム 福井市の昭和』制作の写真一般公募広告に掲載

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果  
公開許諾済

市 町	資料群番号	資料群名	点数
越前市	E0042	正覚寺	79
	G0022	小林弥平家	52
池田町	G0035	赤谷吉左衛門家	341
大野市	I0025	大倉清左衛門家	152
	I0027	嶋田次郎右衛門家	102
	I0060	原健男家	27
	I0082	最勝寺	37
敦賀市	M0517	角埜修一家	158
合 計	8資料群948点		

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

(ア) 講演会

「記憶を記録に－オーラル・ヒストリーの射程－」

会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
2月4日(土)	中村 尚史 氏 (東京大学社会科学研究所教授)	74名

(イ) 講座等

a 県史講座

「写真でみるスキー百年－オーストリアから大野まで」

会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
11月26日(土)	新井 博 氏 (びわこ成蹊スポーツ大学教授)	43名

「若狭の水産業 今と昔－西津漁村の歴史を中心に－」

会場：パレア若狭研修室

月 日	講 師	参加者
12月17日(土)	藪本 金一 氏 (若狭東高等学校長)	35名

b 資料保存研修会・ラウンドテーブル

「軽修復の基本的技術」

会場：文書館研修室

月 日	講 師	参加者
6月9日(木)	中島 郁子 氏、有友 至 氏 (独立行政法人国立公文書館修復室)	18名

c 古文書講座

古文書入門講座 (3回シリーズ)

会場：文書館研修室

月 日	参加者
5月21日(土)、28日(土)、6月4日(土)	のべ97名

出張古文書入門講座 (3回シリーズ)

会場：若狭町歴史文化館会議室

月 日	参加者
7月9日(土)、16日(土)、23日(土)	のべ46名

古文書初級講座 (3回シリーズ)

会場：文書館研修室

月 日	参加者
10月8日(土)、15日(土)、22日(土)	のべ80名

古文書読解講座

会場：文書館研修室

月 日	内 容	参加者
毎月第4金曜日	参加者による輪読	毎月15名前後

d 展示説明会

(館員による解説)

会場：文書館閲覧室

月 日	内 容	参加者
9月11日(日)	「文久三年のあつい夏」	42名
11月3日(木祝)	「ちょっと昔のふくい広報写真展」	40名



イ 閲覧室展示  
 (ア) 企画展示

タイトル	「ちょっと昔のふくい広報写真展」
展示の趣旨	<p>当館では県の広報写真約 28,000 点を所蔵し、現在このうち約 7,000 点を公開している。これらは県内全般にわたり、多くが撮影年月日やその場所がわかる好資料である。</p> <p>こうした広報写真については、これまで 7 回にわたって月替展示で明治から昭和にかけての写真・刊行物とともに県内各地域のすがたをふりかえる展示を実施してきた。</p> <p>その総集編の意味も込め、各地域のようすや自然災害・イベント等で写されている県民のすがたやくらしの変化をたどる。</p>
期間	平成23年10月28日(金)～12月21日(水祝)
展示の方法	文書館閲覧室の展示コーナー(展示パネル)、閲覧室展示ケース(原本展示)を利用するほか、カラー複製本・パンフレットを作製する。
主な展示資料と内容	<p><b>県広報写真</b>        昭和 30～40 年代に県広報課が県内各地のようすを収めた写真の原本及びパネル展示。</p> <p><b>福井県写真帖</b>(津田彦次家文書)        明治後期の県内各地の有力企業・商店の風景を多数掲載した写真。</p> <p><b>肖像写真</b>(伊藤三郎左衛門家文書・加藤竹雄家文書)        明治から昭和前期の古写真。</p> <p><b>1年1枚-ふくい戦後60年</b>        戦後60年のあゆみを1年1枚の広報写真でふりかえるタペストリーを作製。</p>

(イ) 月替展示

月	テーマ	内容	備考
4月 5月	文書館でみつけた！ -私と資料の出会い-	資料を閲覧した県内外の利用者から、発見した際の驚きや、みつけた資料からわかったことについてコメントを寄せてもらい、資料とともに展示。	
6月	伝えたい 私たちの記録 -身近な資料の劣化と保存-	資料の劣化の例と簡単な修復方法、保存のポイントを紹介。	資料保存研修会・国際アーカイブズの日にあわせて実施。

7月 8月	参詣・湯治・名所めぐり －江戸時代の旅のすがた－	旅日記や記録類から、江戸時代の寺社参詣・湯治・名所めぐりのようすを紹介。	夏休みに合わせて実施。
9月 10月	文久三年のあつい夏 －『御用日記』から読む小楠と福井藩－	文久3年夏の「御用日記」を読み解き、福井藩の挙藩上洛計画の舞台となった福井城下の屋敷絵図を復元。	横井小楠と変革期思想学会福井大会にあわせて実施。
(11～12月 企画展示)			
1月 2月	橋－公文書を中心に－	歴史的公文書や行政刊行物・県広報写真等から、ふくい橋を紹介。	
3月	あなたも読める！ 文書館資料	江戸から大正期のくずし字で書かれた資料を展示し、穴埋め問題をまじえて解説。	

#### (ウ) その他展示

月	テーマ	備考
6月	ミニ展示「震災と復興 －昭和23年6月28日福井震災－」	
11月	ミニ展示「資料でみるふくいのスキー」	県史講座に合わせて実施。
2月	ミニ展示「地図でふりかえるふくいの昔」	ふるさとの日に合わせて実施。
2月	ミニ展示「文書館の活動しようかい」	

#### ウ 学校教育との連携

##### (ア) 出張授業・講座

月 日	場 所	内 容
6月18日(土) 7月15日(金)	福井市松本公民館	公民館、児童クラブと連携し、同地区の児童を対象に昔あそび体験活動を実施。
6月28日(火) 展示 6/22～ 7/6	武生高等学校	震災と復興をテーマに、福井震災と東日本大震災に関連した写真パネル展示と出前講座を実施。
10月17日(月) 展示10/11～10/28	丸岡南中学校	震災と復興をテーマに、福井震災と東日本大震災に関連した写真パネル展示と出前講座を実施。
1月21日(土) 展示 1/13～ 1/21	春山小学校	震災と復興をテーマに、福井震災と東日本大震災に関連した写真パネル展示と出前講座を実施。

(イ) 館内見学・職場体験の受入

月 日	対 象	人 数	内 容
8月10日(水)～11日(木) 10月26日(水)～27日(木)	大東中学校 成和中学校 藤島中学校	2名 3名 2名	中学校職場体験
5月～3月	東郷小学校他	181名	文書館見学

(ウ) 「文書館新聞」の発行と郷土新聞作り講座

月 日	内 容
7月13日(水)	夏休みの課題である郷土新聞作りに使える資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配布。
7月20日(水) ～8月28日(日)	郷土新聞作りの参考にしてもらうため、過去の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示。
7月23日(土)	NIEと連携し、郷土新聞作りポイント講座を文書館で実施。
12月23日(金祝) ～1月25日(水)	今年度の中学生郷土新聞コンクール入賞作品の中から、上位10作品を展示。
5月～3月	NIE推進研究会議に継続参加し、2012年度NIE全国大会(福井)に向けて県内高校教員と協力してNIE実践指導案を検討。

(エ) 中学校・高等学校教職員向け研修講座

月 日	会 場	対 象	内 容
8月2日(火)	文書館研修室	県内教職員	県内の教職員を対象に、気軽に近世資料を読む教養講座と、館が所蔵する貴重資料の紹介を実施。

(オ) 文書館・図書館探検隊、文書館・図書館ツアー

月 日	対 象	内 容
7月23日(土) 8月6日(土) 8月21日(日)	幼児、児童、生徒 および保護者	文書館・図書館を職員が案内し、文書館や図書館の役割について学ぶ。
3月20日(火祝)	小学生と保護者	文書館のくん蒸室、図書館の電動書庫等を見学。

(カ) 学校図書館との連携企画「ふくいヒストリア ふるさと探求プロジェクト」

月 日	会 場	内 容
5月～3月	武生高等学校 文書館	高校生が当館の文書や新聞を活用し、「福井震災」「渡辺洪基」をテーマに調査活動を行い、その成果を学校祭や文書館（図書館）で発表する。またミニ写真展示・説明会、施設見学等の企画を継続して実施し、郷土の魅力を全国に発信できる生徒の育成をめざす。

(キ) 大学との連携企画「文書館学生サポータープログラム」

月 日	会 場	内 容
10月～2月	文書館	福井大学教育地域科学部と連携し、社会科教員を志望する学生を対象に、地域資料の取扱いや利用・活用の仕方を体験的に学習する企画を6回シリーズで実施。

(ク) 特別企画（ポスターセッション）「ふくいの若者は震災をどう考えたか」

月 日	会 場	内 容
3月10日(土) 展示3/1～3/26	越前市中央図書館	武生高校生・福井大学生が文書館の資料を活用して、ふるさとの震災をテーマに調査研究を行い、その成果をポスターセッション形式で報告。

エ 刊行物

(ア) 文書館だより

号数	目 次 内 容	発 行 日
18号	特集「ふくいの記録 県広報写真」、公文書紹介、寄贈資料紹介、活動報告、お知らせ	平成23年11月 2日
19号	特集「あなたも読める！文書館資料」、公文書紹介、寄贈資料紹介、活動報告、お知らせ	平成24年 3月21日

(イ) 福井県文書館事業年報

号数	目 次 内 容	発 行 日
8号	文書館の概要／平成22年度事業の概要／関係法令	平成23年 7月31日

(ウ) 福井県文書館研究紀要

号数	目 次 内 容	発 行 日
9号	文書館講演／論文／研究ノート／資料紹介	平成24年 3月23日

### 3 福井県文書館業務日誌 (平成23.4.1～平成24.3.31)

23. 4. 12 文書整理特別休館 (～4/16)  
15 全史料協近畿部会第1回運営委員会 (於 奈良県奈良市) (小川主事出席)  
16 月替展示「文書館で見つけた! - 私と資料との出会い -」 (～5/25)  
22 全史料協近畿部会役員会 (於 奈良県奈良市) (爲國館長・小川主事出席)
5. 4 災害ボランティア随行 (平野主任) (～5/8)  
10 災害ボランティア随行 (吉田主事) (～5/14)  
11 日刊県民福井に「月替展示 文書館で見つけた!」の記事掲載  
15 中日新聞に「月替展示 文書館で見つけた!」の記事掲載  
18 福井新聞に「月替展示 文書館で見つけた!」の記事掲載  
21 古文書入門講座 (第1回)  
21 災害ボランティア随行 (小川主事) (～5/28)  
26 全史料協第1回役員会 (於 神奈川県高座郡寒川町) (爲國館長出席)  
27 東郷小学校見学 (32名)  
27 月替展示「伝えたい 私たちの記録 - 身近な資料の劣化と保存 -」 (～6/22)  
28 古文書入門講座 (第2回)  
31 朝日新聞に文書館の概要が掲載
6. 1 福井新聞に「月替展示 伝えたい 私たちの記録」の記事掲載  
3 全史料協近畿部会第19回総会・第111回例会 (於 文書館研修室)  
4 古文書入門講座 (第3回)  
8 資料保存研修会・ラウンドテーブル  
11 災害ボランティア随行 (柳沢主任) (～6/18)  
11 平成23年度第1回記録資料アドバイザー会議  
18 ミニ展示「震災と復興 - 昭和23年6月28日福井震災 -」 (～7/10)  
18 松本公民館出前講座  
19 福井新聞に「ミニ展示 震災と復興」の記事掲載  
24 月替展示「参詣・湯治・名所めぐり - 江戸時代の旅のすがた -」 (～8/24)  
24 日刊県民福井に「ミニ展示 震災と復興」の記事掲載  
25 N H K福井放送局ニュースで「月替展示 参詣・湯治・名所めぐり」放映  
28 武生高校連携企画特別授業「震災と復興 - 福井震災と東日本大震災 -」、  
N H K福井放送局、福井テレビ、福井放送、福井新聞、日刊県民福井、  
朝日新聞、読売新聞取材
7. 9 若狭出張古文書入門講座 (第1回)、美方ケーブルテレビ取材  
16 若狭出張古文書入門講座 (第2回)  
21 全史料協近畿部会第112回例会 (於 大阪府東大阪市) (井上企画主査出席)  
23 文書館・図書館探検隊 (33名参加)  
23 中学生郷土新聞づくりポイント講座 (55名参加)  
23 若狭出張古文書入門講座 (第3回)  
24 福井新聞に「郷土新聞づくりポイント講座」の記事掲載

- 29 FBCラジオ番組「ふくい元気通信」に吉田主事出演
8. 4 武生高校・文書館連携企画「ふるさと探求プロジェクト」、NHK福井放送局取材
- 6 文書館・図書館探検隊（48名参加）
- 10 職場体験学習（～8/11、大東中2名）
- 21 文書館・図書館探検隊（34名参加）
- 25 全史料協第2回役員会（～8/26、於 群馬県高崎市）（爲國館長出席）
- 26 月替展示「文久三年のあつい夏－『御用日記』から読む小楠と福井藩－」（～10/26）
- 27 読売新聞取材「月替展示 文久三年のあつい夏」
- 31 武生高校・文書館連携企画「ふるさと探求プロジェクト」武生高校生徒文書館訪問、福井放送取材
9. 3 読売新聞に「福井地震に学ぶ復興」武生高校生研究発表の記事掲載
- 4 日刊県民福井に「月替展示 文久三年のあつい夏」の記事掲載
- 6 中日新聞に「月替展示 文久三年のあつい夏」の記事掲載
- 11 横井小楠と変革期思想学会福井大会で月替展示「文久三年のあつい夏」説明会（42名参加）
- 30 福井新聞に「月替展示 文久三年のあつい夏」の記事掲載
10. 7 和田小学校見学（11名）
- 7 平成23年度第1回運営懇話会
- 8 古文書初級講座（第1回）
- 12 西安居保育園見学（20名）
- 13 NIE推進会議（於 福井新聞社）（吉田主事出席）
- 14 東海北陸地区公文書等保存利用機関協議会総会ならびに研究会（於 愛知県名古屋市）（小川主事出席）
- 15 古文書初級講座（第2回）
- 17 丸岡南中学校出前授業
- 21 武生高校見学（41名）
- 22 古文書初級講座（第3回）
- 26 職場体験学習（～10/27、成和中3名、藤島中2名）
- 26 全史料協全国大会（～10/28、於 群馬県高崎市）（爲國館長・柳沢主任出席）
- 26 春江東小学校見学（54名）
- 28 企画展示「ちょっと昔のふくい広報写真展」（～12/21）  
福井放送取材、同日夕方のFBCニュースで放映
11. 3 企画展示「ちょっと昔のふくい広報写真展」説明会（40名参加）
- 8 企画展示「ちょっと昔のふくい広報写真展」FBCラジオ取材、「午後はとことんよろず屋ラジオ」で生放送、井上企画主査出演
- 8 光陽中学校見学（3名）、石川高専建築学科見学（42名）
- 10 福井新聞に「企画展示 ちょっと昔のふくい広報写真展」の記事掲載
- 15 明倫中学校・ろう学校見学（5名）
- 17 東養護学校見学（9名）
- 26 県史講座「写真でみるスキー百年－オーストリアから大野まで」（43名参加）



- 26 大学連携学生サポータープログラム第1回
- 12. 1 県高等学校社会科研究会坂井ブロック教員見学（17名）
- 10 平成23年度第2回記録資料アドバイザー会議
- 14 長橋小学校見学（3名）
- 16 福井新聞嶺南版に「県史講座 若狭の水産業 今と昔－西津漁村の歴史を中心に－」の開催予告記事が掲載
- 17 県史講座「若狭の水産業 今と昔－西津漁村の歴史を中心に－」をパレア若狭で開催（35名参加）
- 18 大学連携学生サポータープログラム第2回
- 23 月替展示「橋－公文書を中心に－」（～2/23）
- 26 福井新聞に「月替展示 橋－公文書を中心に－」の記事掲載
- 24. 1. 6 日刊県民福井に「月替展示 橋－公文書を中心に－」の記事掲載
- 21 春山小学校出前授業「しんさいとふっこう－たいせつな命とたすけあい－」福井新聞、日刊県民福井、読売新聞取材
- 22 福井新聞に、武生高校との連携企画「ふくいヒストリア」の一環としての出前授業の記事掲載
- 2. 3 FBCラジオ番組「ふくい元気通信」に吉田主事出演
- 4 講演会「オーラル・ヒストリーの射程」（74名参加）
- 24 月替展示「あなたも読める！文書館資料」（～4/8）
- 25 日刊県民福井に「月替展示 あなたも読める！文書館資料」の記事掲載
- 25 学生サポータープログラムに福井放送取材
- 3. 6 成器南幼稚園見学（45名）
- 7 平成23年度第2回運営懇話会
- 10 特別企画「ふくいの若者は震災をどう考えたか」福井放送、NHK福井放送局、丹南ケーブルテレビ、福井新聞、日刊県民福井取材
- 16 三国南小学校見学（42名）
- 20 文書館・図書館ツアー（31名参加）
- 27 福井新聞に「月替展示 あなたも読める！文書館資料」の記事掲載

### Ⅲ 関 係 法 令

#### 1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号 一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんを努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。



附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。  
第4条第7号の次に次の一号を加える。  
7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附則（平成11年12月22日法律第161号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成 14 年福井県条例第 5 号)

(設置)

第 1 条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって學術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第 3 条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第 4 条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第 5 条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第 6 条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第 7 条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第 8 条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第 9 条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研修室	2,500 円	4,100 円	6,600 円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マ イ ク ロ ホ ン	1本	1回5時間以内	120 円
		1時間増すごとに	24 円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1回5時間以内	220 円
		1時間増すごとに	44 円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

### 3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成 15 年福井県規則第 3 号)

(平成 15 年福井県規則第 82 号 一部改正)

(平成 18 年福井県規則第 9 号 一部改正)

(平成 21 年福井県規則第 5 号 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）

二 休日の翌日

（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）

三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日

五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第 4 条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等

二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等

三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの

- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの
- 六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等
- 七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。
- 二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(使用料等の免除)

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合 使用料に相当する額
- 二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(制限行為の許可の申請)

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可（許可事項変更許可）申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(施設等または文書等の損傷または滅失等の届出)

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



## 4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他の方法により原本を収集することができる。



(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

(1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。

(2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。

(3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる方法により廃棄するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

## 古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
  - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
  - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井地域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

## 5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は、館長が定める。

3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み1回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあっては原本により、古文書その他の記録にあっては複製資料によりするものとする。

2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

3 公文書の閲覧の期日は、原則として閲覧・複写申込書の提出があった日から起算して15日以内に定めるものとする。ただし、閲覧しようとする公文書が大量である場合、業務が集中した場合等は、別途閲覧の期日を定めることができる。

4 前項において閲覧期日を定めた場合は、閲覧申込をした者に電話等によりあらかじめ知らせるものとする。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。

(2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。

(3) 喫煙および飲食をしないこと。

(4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書(様式第4号)を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

(1) 文書等の検索に関する相談

(2) 文書等の内容に関する相談

2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

(1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でない認められる場合

(2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

# 利 用 案 内

## 1 開館時間

午前9時から午後5時まで

## 2 休館日

- ・月曜日（休日を除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

## 3 交通の案内（フレンドリーバス）

運 行 日 毎週月曜日（休日を除く。）

年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日

の り ば 福井駅前市内バス5番のりば（南ルートと北ルートの2路線があります。）

経 路 <南ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～木田公民館前～はなんどう駅東  
～羽水高校口～福井市美術館～県立図書館（県文書館）

（アオッサ前～羽水高校口間は乗車のみです。）

<北ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～日の出公民館前～  
こども歴史文化館～高志高校グラウンド～生活学習館～  
県立図書館（県文書館）

（アオッサ前～高志高校グラウンド間（こども歴史文化館を除く）は  
乗車のみです。）

運行時間 <南ルート> 福井駅前市内バス5番のりば 毎時30分発（1時間間隔）

平 日 8：30～18：30

土日祝 8：30～17：30

<北ルート> 福井駅前市内バス5番のりば 毎時00分発（1時間間隔）

平 日 9：00～18：00

土日祝 9：00～17：00

料 金 無料



福井県文書館年報 第9号  
平成23年度

平成24年7月31日発行

編集・発行 **福井県文書館**  
〒918-8113  
福井県福井市下馬町51-11  
TEL 0776-33-8890  
FAX 0776-33-8891

URL <http://www.archives.pref.fukui.jp>  
E-mail [bunshokan@pref.fukui.lg.jp](mailto:bunshokan@pref.fukui.lg.jp)



健康長寿の福井  
12.07.55030